

### 返戻金制度について

1. 弊社が紹介した人材が、入社後本人の責により解雇、または自己都合退職した場合には、提示される退職確認書その他退職の確認できる書類により当該人材の退職を確認した上で、既に受領した当該人材についての紹介手数料の一部を次の条件および割合に応じて返金するものとする。
  - (1)入社後1ヶ月以内に退職した場合は、紹介手数料の75%
  - (2)入社後3ヶ月以内に退職した場合は、紹介手数料の50%
  - (3)入社後6ヶ月以内に退職した場合は、紹介手数料の25%
  
2. 当該人材の退職理由が以下の場合には、紹介手数料を返還する必要はないものとする。
  - (1)採用後の労働条件およびその他待遇が、紹介時点より著しく異なること
  - (2)火災、天災地変、戦争、暴動、内乱、感染症、ストライキ、争議行為、法令の制定・改廃、公権力による命令・処分・指示・要請その他の不可抗力の事情により不就労となること
  - (3)甲の都合による解雇等、専ら甲の都合に起因すること

以上